

総合地球環境学研究所研究員規則

平成 18 年 9 月 12 日制 定

規則第 61 号

令和 7 年 2 月 12 日最終改正

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大学共同利用機関法人人間文化研究機構プロジェクト研究員規程（平成 18 年 3 月 31 日規程第 105 号。以下「研究員規程」という。）第 10 条の規定に基づき、総合地球環境学研究所（以下「研究所」という。）のプログラム等に従事する研究員に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究員の配置)

第 2 条 研究員は、総合地球環境学研究所組織運営規則（平成 16 年 9 月 14 日規則第 2 号）に規定するプログラム研究部（実践プロジェクトの予備研究（以下「実践 FS」という。）を含む。）及び基盤研究部に置くことができる。

(研究員の種別・資格等)

第 3 条 研究員の種別及び資格・職務能力は、次の表のとおりとする。

種別	資格・職務能力
上級研究員	博士の学位を有する者で自ら研究を遂行する優れた能力を有すると認められる者
研究員	博士の学位を有する者と同等の能力を有する者で自ら研究を遂行する能力を有すると認められる者
研究推進員	修士の学位を有する者と同等の能力又は情報、語学等の専門的な能力を有すると認められる者

2 基盤研究部に雇用する研究員等にあつては、前項資格・職務能力欄の「研究」を「研究・業務」と読み替えるものとする。

(就業規則の適用)

第 4 条 研究員の就業に関する事項については、本規則及び別に定めるところによるほかは、大学共同利用機関法人人間文化研究機構契約職員就業規則（以下「契約職員就業規則」という。）又は大学共同利用機関法人人間文化研究機構パートタイム職員就業規則（以下「パートタイム職員就業規則」という。）の規定による。この場合において、研究員規程第 9 条ただし書により契約職員就業規則第 18 条及び第 21 条の規定は、適用しない。

(選考)

第 5 条 研究員の選考は、教員会議の議を経て、所長が決定するものとする。

(基本給)

第 6 条 研究員の基本給の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる金額とする。

区分	基本給	
	日給制職員単価	時間給制職員単価
上級研究員	22,100 円	2,000 円
研究員	19,000 円	1,700 円
研究推進員	16,800 円	1,500 円

(裁量労働制)

第 7 条 研究員規程第 8 条の規定は、パートタイム職員就業規則の適用を受ける者については、適用しない。

(その他)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、研究員の取扱いに関し必要な事項は、教員会議の議を経て、所長が定めるものとする。

附 則

この規則は、平成 18 年 9 月 12 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 20 年 2 月 12 日から施行し、平成 19 年 11 月 19 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 24 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 9 月 25 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 8 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(施行日)

1 この規則は、平成 29 年 4 月 11 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 改正前の総合地球環境学研究所研究員規則により雇用されている研究員の規則第 2 条の

適用については、平成 30 年 3 月 31 日まで、なお従前の例によることができる。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 12 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、令和 6 年 1 月 10 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 8 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、令和 7 年 2 月 12 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。